

しんきん「カーライフプラン」

* 当庫HPからWEB完結による申込みできます。

(令和5年12月1日現在)

資金使途	<p>お申込人またはお申込人のご家族が使用する自家用自動車、オートバイ、自転車にかかる次の資金となります。</p> <ul style="list-style-type: none">①購入資金②諸費用（車検、修理、税金・保険料、パーツ・オプションの購入・取付費用等、免許取得費用）③車庫設置費用④保証会社（しんきん保証基金）への一括払保証料⑤お申込人が上記①～④を用途として金融機関（当庫を含む）・自動車メーカー系を含む信販会社等から借り入れたローンの借換資金（借換えに伴う繰上返済にかかる手数料を含む） <p>※次の場合は対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none">・個人運送業の運搬用、自動車販売業の販売用等の自動車購入費用・個人間売買による購入費用など・支払先がお申込人またはそのご家族が経営する法人・自営業者の場合・支払済資金の場合
融資対象者	<p>下記①～⑤の条件を満たされる方</p> <ul style="list-style-type: none">①金庫の営業区域に居住または勤務している方②申込時年齢が満20歳以上の個人で保証会社（しんきん保証基金）の保証を得られる方③安定継続した収入がある方（新卒就職内定者の特例があります。）④事業主の方の場合、同一業種・同一収入源による確定申告の実績のある方⑤当金庫所定の条件を満たされる方
融資金額	・ 1,000万円以内
融資単位	・ 1万円以上1万円単位です。
融資期間	・ 15年以内とします。
融資金利	・ 当金庫所定金利となります。なお、変動金利型とし、当金庫長期プライムレートを基準として、毎年4月と10月の年2回見直しを行います。
返済方法	<ul style="list-style-type: none">・ 毎月元利金均等分割返済（ボーナス払いも利用できます。融資額の50%以内で年2回の6ヶ月間隔といたします。）・ 産前産後休業または育児休業中の場合は、申出により元金返済据置期間を最長2年間までとすることができます。
支払方法	・ 購入先等または借換先金融機関への振込が条件となります。
担保 連帯保 証人	・ 不要です。保証会社（しんきん保証基金）の保証を付けさせていただきます。
保証料	・ 金庫所定金利に含まれております。
手数料	・ 融資手数料として200円（消費税別）必要です。

<p>そ の 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・お申込のご本人であることを証明する書類が必要です。(運転免許証、取得していない場合は健康保険証・パスポート・顔写真付住民基本台帳カード・運転経歴証明書) ・所得を証明する書類が必要です。(源泉徴収票・確定申告書等) ・資金使途証明書が必要です(見積書・注文書等) <p>* 仮申込シートにて申込された方は、内容が正式申込書の内容並びに確認資料の内容と相違している場合、あるいは正式な申込までの間に著しい信用の変動がある場合は、ご連絡した審査結果にかかわらず、ご契約をお断りする場合がございます。</p>
<p>苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務課（9時～17時、電話：0226-22-6830）にお申し出ください</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務課または全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>

〈詳しくは店頭窓口へお問い合わせ下さい。〉